

中小機構 非常勤嘱託職員(給付審査員) 募集要項

1. 募集区分

- (1) 給付審査員(審査担当)
- (2) 給付審査員(電話担当)
- (3) 給付審査員(給付事務担当)

2. 各募集区分共通事項

1. 雇用期間	雇用期間の定めあり 令和6年7月1日～令和7年3月31日 1. 契約の更新の有無 更新する場合があります 2. 契約更新は次により判断します ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、勤務態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 3. 更新上限の有無 有 [通算更新 2回まで/通算契約期間 3事業年度(令和9年3月31日)まで]
2. 試用期間	試用期間あり(3か月)
3. 勤務地	本部 共済事業推進部・共済事業グループ小規模共済給付課 (東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル4階) (採用後の勤務地の変更はなし)
4. 雇用の形態	非常勤嘱託職員
5. 休日・休暇	休日; 一 日曜日及び土曜日 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日 三 年末年始(12月29日～翌年の1月3日) 四 前各号のほか、特に当機構が指定する日 (前各号を除く所定勤務日以外の日) 休暇; 年次有給休暇、特別有給休暇
6. 社会保険	適用あり
7. 労働保険	雇用保険:適用あり 労災保険:適用あり
8. 応募方法	次の応募書類を同封して、13.の「独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済給付課 担当:小林」宛送付してください。また、封筒には赤字で「応募書類在中」と明記してください。 《応募書類》 1) 履歴書 (市販のもので可。顔写真を貼付したもの。) 2) 経歴書 (書式自由) 3) 志望動機 (書式自由) 4) 応募区分希望票(様式1) 5) 返信用封筒(84円切手を貼り付けのうえ、住所等を記載のこと) ※返信用封筒は選考結果をお知らせするために使用します。 応募書類の取扱い ※応募書類の返送はいたしませんので、ご了承ください。 ※応募書類に記載されている個人情報をもとに当機構の他の採用情報のご案内をお送りする場合がありますのでご了承ください。 なお、以下の方は応募できません。 過去に当機構の嘱託職員として3事業年度を雇用されたことがある方 (過去に当機構の任期付職員であった方については、任期付職員であった年度を通算します。)

9. 応募受付	2024年4月11日(木)～2024年5月2日(木)まで(必着)
10. 選考方法	1) 書類選考 2) 面接選考 ※書類選考の通過者については、電話又はメールにて通知いたします。 (履歴書に連絡先を必ず明記してください。) ※選考結果にかかるお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。 ※面接に係る旅費の支給はありません。
11. スケジュール (予定)	応募締切 2024年5月2日(木) 書類選考 2024年5月7日(火)～5月14日(火) 面接審査 2024年5月20日(月)～5月24日(金)
12. 募集者の名称	独立行政法人 中小企業基盤整備機構
13. 書類送付先・ 問い合わせ先	独立行政法人中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済給付課 担当:小林 〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル4階 TEL:03-3433-8811

3. 募集区分ごとの業務内容等

(1)小規模共済給付課 給付審査員(審査担当)

1. 業務内容	小規模企業共済制度の共済金等の給付(支払い)に関する次の業務 ・共済金等請求書及び添付書類の審査(期日管理を含む)、不備照会文書の作成 ・共済金等の請求者及び委託機関等に対する請求手続きに関する電話照会 ・共済金等の請求及び支払いに関する照会に対する回答 ・その他上記に付帯する業務 (採用後の業務内容の変更はなし)
2. 募集人員	1名
3. 所定勤務日数	月15日
4. 勤務時間及び 休憩時間	勤務時間: 9時00分～17時45分(休憩時間を除き7時間45分) ※時間外勤務を命ずることがあります。 ※勤務時間を8時30分～17時15分とすることがあります。 休憩時間: 12時00分～13時00分
5. 給与	月額258,000円 ※通勤手当、超過勤務手当あり ※賞与、退職金等はありません。
6. 応募資格	1) 次のいずれかの業務経験があること。 ・金融機関、保険会社、年金・共済事業を運営する機関等における実務経験 官公署、行政機関、企業の総務部門等、書類の確認や規定・法令に接する機会が多い組織等における実務経験 2) Microsoft Word、Microsoft Excelについて支障なく使用できること。

(2)小規模共済給付課 給付審査員(電話担当)

1. 募集内容	小規模企業共済制度の共済金等の給付（支払い）に関する次の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業共済制度の共済金等の請求に係る電話相談業務 ・小規模企業共済制度の共済金等の請求に係る電話照会業務 ・小規模企業共済制度の共済金等の請求に係る審査業務 ・その他上記に付帯する業務 （採用後の業務内容の変更はなし）
2. 募集人員	1名
3. 所定勤務日数	1月につき雇用期間の定めのない職員が勤務すべき日数から1を減じた日数
4. 勤務時間及び休憩時間	勤務時間：9時00分～17時45分(休憩時間を除き7時間45分) ※時間外勤務を命ずることがあります。 ※勤務時間を8時30分～17時15分とすることがあります。 休憩時間：12時00分～13時00分
5. 給与	月額326,800円 ※通勤手当、超過勤務手当あり ※賞与、退職金等はありません。
6. 応募資格	1) 次のいずれかの業務経験があること。 <ul style="list-style-type: none"> ・顧客からの電話対応を専門とする会社または部署においてスーパーバイザー等の実務経験がある方。 ・金融機関、保険会社、年金・共済事業を運営する機関等における実務経験がある方。 2) Microsoft Word、Microsoft Excel について支障なく使用できること。

(3)小規模共済給付課 給付審査員(給付事務担当)

1. 業務内容	小規模企業共済制度の共済金等の給付（支払い）に関する次の業務 <ul style="list-style-type: none"> ・分割共済金の請求に関する事務手続き ・差押を受けた共済金に対する事務手続き ・共済金等請求書及び添付書類の審査（期日管理を含む）、不備照会文書の作成 ・共済金等の請求者及び委託機関等に対する請求手続きに関する電話照会 ・共済金等の請求及び支払いに関する照会に対する回答 ・配属部署の庶務的業務の他、配属部署の指示による事務業務 ・その他上記に付帯する業務 （採用後の業務内容の変更はなし）
2. 募集人員	1名
3. 所定勤務日数	1月につき雇用期間の定めのない職員が勤務すべき日数から1を減じた日数
4. 勤務時間及び休憩時間	勤務時間：9時00分～17時45分(休憩時間を除き7時間45分) ※時間外勤務を命ずることがあります。 ※勤務時間を8時30分～17時15分とすることがあります。 休憩時間：12時00分～13時00分
5. 給与	月額326,800円 ※通勤手当、超過勤務手当あり ※賞与、退職金等はありません。
6. 応募資格	1) 次のいずれかの業務経験があること。 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関、保険会社、年金・共済事業を運営する機関等における実務経験官公署、行政機関、企業の総務部門等、書類の確認や規定・法令に接する機会が多い組織等における実務経験 2) Microsoft Word、Microsoft Excel について支障なく使用できること。

(様式1)

応募区分希望票

・複数の応募について

「共済事業 非常勤嘱託職員」の中から複数応募可能です。

その場合には、希望する嘱託職員区分に○を記入ください。

希望順位がある場合は1から希望順に数字を記入し、順位が同列の場合は同じ数字を記入ください。

希望順位がない場合は、○のみ記入ください。

	嘱託職員区分	○ または 順位
1	小規模共済給付課 給付審査員(審査担当)	
2	小規模共済給付課 給付審査員(電話担当)	
3	小規模共済給付課 給付審査員(給付事務担当)	

・その他

2023年4月から6月末までに当機構の他部署での公募に応募する場合は、応募する

「嘱託職員区分」及び「問い合わせ先の部署名」を以下に記入ください。

	嘱託職員区分	問い合わせ先部署名
1		
2		